

第41回土長南国地区駅伝競走大会開催要項

1 目的

地域のスポーツ活動を奨励し、地域の連帯性を高め、地域住民の健康・体力の保持増進を図ると共に、生涯スポーツを推進し、もって土長南国地区におけるスポーツの振興を図る。

2 主催

土長地区体育会

土長南国地区スポーツ推進委員連絡協議会

3 後援

土長南国市町村教育委員会連合会

香長地区陸上競技協会

4 期日

令和8年3月1日（日）雨天決行

5 コース

合計 23.90km

前半 本山町プラチナセンター前 ⇒ 土佐町地蔵寺駐在所前

後半 土佐町地蔵寺駐在所前 ⇒ 本山町プラチナセンター前

区		区間	距離
前半	1区	本山町プラチナセンター前 ⇒ 土佐町小中学校バス停前	4.70km
	2区	土佐町小中学校バス停前 ⇒ 土佐町駒野福祉センター前	3.10km
	3区	土佐町駒野福祉センター前 ⇒ 土佐町地蔵寺駐在所前	3.70km
後半	4区	土佐町地蔵寺駐在所前 ⇒ 土佐町駒野福祉センター前	3.70km
	5区	土佐町駒野福祉センター前 ⇒ 土佐町役場田井支所前	4.20km
	6区	土佐町役場田井支所前 ⇒ 寺家 ⇒ 本山町プラチナセンター前	4.50km

6 参加資格

一般の部

- A 土長南国地区（高知市鏡・土佐山を含む）に居住もしくは学校・職場を有し、または、出身の社会人1チーム9名（交替選手3名含む）で編成する。
(ただし、中学生・高校生を3名まで認める。)
- B 中学生・高校生の参加については保護者の承諾（各市町村内まで）を有すること。
- C チーム内における男女の人数は問わない。

オープン参加の部

- A 土長南国地区（高知市鏡・土佐山を含む）内の中学校、高校単位でチームを編成しても可。その場合は学校長承諾を得ること。（ただし、オープン参加とする。）

7 申込

A 期 限 令和8年2月13日（金）17:00必着

B 申込先 各市町村教育委員会事務局へ提出 又は
〒783-8501南国市大塙甲2301
南国市教育委員会事務局生涯学習課内
土長地区体育会事務局（担当：島本）へ郵送

C 申込用紙 同封のものを使用すること

土長南国地区の各市町村教育委員会にあります。
電子データを希望の方は、n-shougaig@city.nankoku.lg.jp
までメールしてください。

D 参加料 2,000円（大会当日の受付時に集金致します。）

8 日 程

受付 8:30～8:45（本山町プラチナセンター）

監督会 8:45～9:00（本山町プラチナセンター）

開会式 9:00～9:15（本山町プラチナセンター）

スタート 前半 10:00スタート

後半 11:10スタート

閉会式 12:30（予定）（本山町プラチナセンター）

9 関門集合時間（点呼時間）

本山町プラチナセンター前	（スタート地点）	9:50
土佐町小中学校バス停前	（第1関門）	10:05
土佐町駒野福祉センター前	（第2関門）	10:15
土佐町地蔵寺駐在所前	（第3関門）	11:00
土佐町駒野福祉センター前	（第4関門）	11:10
土佐町役場田井支所前	（第5関門）	11:20

10 表 彰

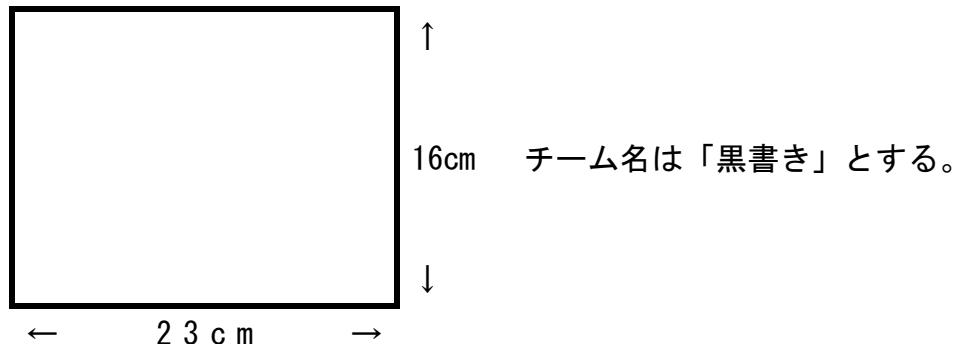
優勝チームには優勝杯並びにメダル、準優勝・3位チームには盾（持ち回り）、6位までの入賞チームには賞状、区間優勝者には賞状並びにメダルを授与する。前年度優勝チームにはレプリカを授与する。ただし参加チーム数により変更の場合がある。

11 大会規定

競技規定

- A 選手は道路の左端を走行し、事故等には十分注意すること。
- B 競技者は大会本部交付のタスキをかけ、閥門の位置で次走者に渡す。（閥門線以前で渡してはならない。）
- C 申込受付後は各区間の走者の変更は認めない。
- D 競技中の走者が事故等のため競技の継続不可能と認めた場合は、その区間及びそのチームの記録を無効とする。その他の区間の記録は有効とする。（次の走者は繰上げ発走とする。）
- E 競技者を変更する場合は、原則として交替選手との交替のみとし、競技開始前の受付時に大会本部へ申し出ること。
- F 競技者はユニホームの胸（本部交付のもの）及び背（各チームで作成したものの）にゼッケンを必ず付けること。

背のゼッケンは次のものとする。



- G 競技中、選手・役員に事故等が生じた場合は、主催者側で応急処置をするが、大会本部が加入した一日保険の適用以外、その責任を一切負わない。
- H 最後尾を救護車が走行する。

応援規定

伴走並びに移動応援は認めない。

反 則

- A 同一走者が二区間以上走行した場合。
 - B 規定走路以外を走行した場合。
 - C 他の助成により不正な競技をした場合。
 - D 応援者が競技者と共に走行し、身体に触れ、または他の競技者を妨害した場合。
 - E 選手の資格その他で審判長が不正と認めた場合。
 - F 自動車による応援伴走をした場合。
 - G 選手輸送用バスに選手が乗車しなかった場合。
- 以上のいずれかに該当した場合は失格となる場合がある。

審判規定

日本陸上競技連盟競技規則の駅伝競走基準に準じる。但し、審判長は規定を超えて判定することもあるが、その決定には抗議することを許さない。

12 選手の輸送について

- A 配 置 (第2～6区について)
大会本部の輸送車で配置する。
- B 収 容
競技終了者は全員輸送用バスに収容するので乗車のこと。
(やむをえず輸送用バスに乗れない場合には、必ず点呼係に報告すること。)

13 選手の衣服等の輸送について

各チームが責任を持って移動する。衣服には必ずチーム名及び選手名を記入した荷札をつけ、関門の所定の場所に置くこと。

14 その他

- A 特別表彰 連続出場者は10回から 5回ごとに表彰する。
通算出場者は10回から10回ごとに表彰する。
- B 参加チームが5チーム以下の場合は大会を中止とする。